

秋田県公報

目次

告示	ページ
結核予防法による医療機関の指定(七一・横手保健所).....	1
保安林予定森林の指定通知(七二・七三・森林整備課).....	1
保安林の指定解除予定通知(七四・森林整備課).....	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(七五・商工業振興課).....	2
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七六・七七・商工業振興課).....	3
土地区画整理事業の規準等の変更の認可(七八・都市計画課).....	4
道路区域の変更(七九、八〇・道路環境課).....	4
公告	
県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部).....	5
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	5
土地改良事業工事の完了の届出(山本地域振興局農林部).....	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	6

告示

秋田県告示第七十一号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年一月二十三日

名 称	所在地	指定年月日
	秋田県知事 寺田典城	

梅の木ファミリ
パークリニック

横手市梅の木町十八番九号

平成十六年一月十五日

秋田県告示第七十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一(一) 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡鷹巣町七日市字林岱三〇の一、比内町中野字八面沢四〇の一、六六の一、七八の一、七八の二、七八の三、八〇の一、田代町岩瀬字上鴨沢二二の一、二三の一

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(1) 指定の目的

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

イ 田代町岩瀬字上鴨沢二三の一(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一)

保安林予定森林の所在場所

北秋田郡田代町岩瀬字大川目元渡四の一三四、能代市中沢字上中沢一一〇

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三)(二) 指定の目的

(1) 指定の目的

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部
森林整備課及び北秋田地域振興局農林部及び山本地域振興局農林部並びに能代市役所
及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法
（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

（一） 保安林予定森林の所在場所

鹿角市十和田大湯字大湯・八幡平字非瀬口・字杉沢（以上三字国有林。次の図
に示す部分に限る。）

（三）（二） 指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

（1） 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字大湯・字非瀬口・字杉沢（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大湯・字非瀬口・字杉沢（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

エ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（一） 保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字熊沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

指定の目的 公衆の保健

（三）（二） 指定施業要件

（1） 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字熊沢（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊沢（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

エ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部
森林整備課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七十四号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林
法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 解除予定保安林の所在場所

北秋田郡鷹巣町綴子字戸草沢五七の一〇一・一五八の一（以上二筆について次の
図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局
農林部並びに北秋田郡鷹巣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大
規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のと
おり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ
いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに
県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

（一） 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)本荘ショッピングセンター
本荘市石脇字田尻一ほか
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年九月十日
- (五) 店舗面積の合計
一万四千二百八十八平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
千二百二十八台
- (七) 駐輪場の収容台数
三百八十一台
- (八) 荷さばき施設の面積
二百二平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
百三十二立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
二十四時間営業
- (十一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間
- (十二) 駐車場の自動車の出入口の数
五か所
- (十三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間
- 二 届出年月日
平成十六年一月九日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
(二) 縦覧期間
平成十六年一月二十三日から同年五月二十四日まで
- 四 意見書の提出先

- 五 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七十六号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新横手ショッピングセンター
横手市婦気大堤字中田三十五番地ほか
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十六年一月十六日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市役所 商業観光課
(二) 縦覧期間
平成十六年一月二十三日から同年二月二十三日まで

秋田県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマートショッピングセンター
本荘市出戸町字岩淵下十八番地

二 県の意見
意見なし

三 意見を述べた日
平成十六年一月十六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎二階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年一月二十三日から同年二月二十三日まで

秋田県告示第七十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 土地区画整理事業の名称

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	新	旧						
県道	新	旧	湯沢雄物川大曲線	平鹿郡十文字町植田字沢田一九番二地先から平鹿町樽見内字北沢一六〇番まで	六・五〇	一八・〇〇	一・六二六	
		A	湯沢雄物川大曲線	平鹿郡十文字町植田字沢田一九番二地先から平鹿町樽見内字北沢一六〇番まで	六・五〇	一八・〇〇	一・六二六	
		B		"		一九・〇〇	六二・〇〇	一・六六九

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

横手市中田地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

イオン株式会社 代表執行役 岡田元也

三 施行地区

横手市婦気大堤字中田及び字田久保下の各一部

四 事務所の所在地

湯沢市字下仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢支社内

五 施行認可の年月日 平成十年三月十日

六 事業施行期間 平成十年三月十日から平成十四年八月三十一日まで

七 変更の内容

資金計画の変更

事業施行期間を平成十四年八月三十一日から平成十七年三月三十一日までに変更する。

八 変更認可の年月日 平成十六年一月十四日

秋田県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
県道	常盤峰浜線	常盤峰浜線	山本郡峰浜村石川字大野二〇六番二から字石川三九四番一地先まで	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			山本郡峰浜村石川字大野二〇六番二から字石川三九四番一地先まで			七・〇〇〇～一九・五〇〇	一・〇〇一
						一〇・五〇〇～六九・〇〇〇	〇・九四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（三ノ渡地区ほ場整備事業（担い手育成型））換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年一月二十六日から平成十六年二月二十三日まで
- 三 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 琴丘町

- 一 就任理事の住所及び氏名 山本郡藤里町藤琴字鳥谷場三十二の二番地 市川 一
- 二 退任理事の住所及び氏名 山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇七十四の三番地 福司 稔
- 三 就任監事の住所及び氏名 大沢字藤台四十九の一番地 淡路 林太郎
- 三 就任監事の住所及び氏名 藤琴字町尻七番地 市川 忠夫
- 三 就任監事の住所及び氏名 山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇七十四の三番地 福司 稔
- 三 就任監事の住所及び氏名 大沢字藤台四十九の一番地 淡路 林太郎
- 三 就任監事の住所及び氏名 藤琴字町尻七番地 市川 忠夫

- (一) 完了年月日 平成十五年三月二十七日
- (二) 事業名 土地改良事業(上岩川地区中山間地域総合整備事業)
- 二 荷上場土地改良区
- (一) 完了年月日 平成十五年二月二十六日
- (二) 事業名 土地改良事業(中島地区基盤整備促進事業)

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十六年三月三十日(火)
 - (四) 納入場所
秋田県立横手清陵学院
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
電子計算組織 二式 平成十六年一月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) ①②の資格に係る申請
 - (一) ②の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年二月九日(月)までに提出すること。
 - (二) 審査申請書を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月二十三日(金)から同年二月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十三日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment
 - 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 23 February, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
電子計算組織 二式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所
秋田県立横手清陵学院
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
パーソナルコンピュータ 四十台 平成十六年二月ころ
- (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月十三日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請
1) 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(二)に掲げる場所へ平成十六年二月九日(月)までに提出すること。
2) 審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年二月九日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年一月二十三日(金)から同年二月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十三日(月)午前十一時二十分

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 2 sets
- 2 Time-limit of tender : 11:20 A.M. 23 February, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of

Treasury , Akita Prefectural Government , 4 - 1 - 1 Sanno , Akita City , Akita
prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一 月 三 千 五 百 円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)876600
FAX(083)876600
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
松原印刷社

